

## 第20回 銚路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	令和4年12月26日 13:30~14:30			
2. 場 所	銚路市役所本庁舎 議会議場			
3. 出席委員	1番 野村 照明委員 3番 金子 靖委員 4番 清水 幸治委員 6番 二谷 幸裕委員 7番 大畑 札子委員 8番 浅野 徳昭委員 9番 細川 裕委員 10番 菅原 雄一委員 11番 佐藤 裕司委員 12番 山崎 隆史委員 13番 成田 俊英委員 14番 中川 浩幸委員 15番瀬戸 賢成委員 16番 稲場 洋二委員 17番 松下 裕幸委員 19番 福西 範委員 20番 野澤 敦委員 21番 志賀 忠浩委員 (以上 18名)			
4. 欠席委員	5番 廣瀬女公美委員 18番 佐藤 泰正委員			
5. 参与者	農業委員会事務局 事務局長 可知 拓哉 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人 会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗 (以上 6名)			
6. 議事日程	会議録署名委員の指名 19番 福西 範委員 3番 金子 靖委員	会期決定について 令和4年 12月 26日 (1日)		
	報告第29号 現況証明願について (市街化区域) 議案第91号 現況証明願について 議案第92号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第93号 河川法第34条許可申請に係る進達について 議案第94号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について			

議長 野村会長	それでは、お時間になりましたので、始めさせて頂きます。 お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。 只今より第20回釧路市農業委員会総会を開催致します。 本日の出席者は18名です。 議事録署名人に19番、福西範委員、3番、金子靖委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。 なお、会期は本日12月26日の1日と致します。 それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。
事務局 可知事務局長	会務概要報告を行います。 議案書の2ページをご覧下さい。
	(以下 会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が1件ございます。
事務局 可知事務局長	報告第29号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。
	それでは、議案書の3ページにございます、報告第29号「現況証明願」についてご報告致します。
	土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。
	今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。
	議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。
	公簿地目が畑である、[REDACTED]の1筆、面積 [REDACTED] m <sup>2</sup> の土地について、所有者の一人である[REDACTED]氏より現況証明願があり、12月6日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、12月7日、会長専決により証明書の発行を行いました。
	以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。
議長 野村会長	ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、続いて、議案の審議に入れます。

事務局  
可知事務局長

議案第91号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の8ページにございます、議案第91号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、阿寒地区1件の申請がございました。

議案書9ページの表の1番は、資料が10ページから12ページにございます。

公簿地目が畠である、[REDACTED]、他4筆、面積合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人[REDACTED]氏から現況証明願がございました。

12月15日、阿寒地区の農業委員3名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、1件の「現況証明願」について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長  
  
委員  
大畠委員

議案第91号「現況証明願」について報告致します。

1番は、[REDACTED]氏が所有する、公簿地目が畠、農振農用地区域外にある、[REDACTED]、及び、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の5筆、合計[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地についてであります、令和4年12月15日、阿寒地区農業委員3名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地はいずれも農地採草放牧地以外で、利用状況は山林であることを確認致しました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長  
  
委員  
委員一同

大畠礼子委員、ありがとうございました。

それでは、議案第91号「現況証明願」について、審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第91号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第91号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請」について、審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

可知事務局長

それでは、議案書の13ページにございます、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書14ページの表の1番は、資料が15ページから19ページにございます。

氏が所有する、[REDACTED]、他15筆、面積合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏に、無償で使用貸借を行うものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員より報告をお願いします。

委員

金子委員

議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED]、他15筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>の農用地について、[REDACTED] 氏に使用貸借を行うものであります。

この件について、令和4年11月17日、阿寒地区農業委員5名及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

野村会長

金子靖委員、ありがとうございました。

それでは、質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第92号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第93号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局  
可知事務局長

事務局より説明して下さい。

それでは、議案書20ページにございます議案第93号「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご説明致します。

河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となります。その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

議案書21ページの表の1番ですが、資料は22ページから24ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]から[REDACTED]  
[REDACTED]まで、面積合計 [REDACTED]m<sup>2</sup>について、[REDACTED]氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED]に譲渡するため申請があつたものでございます。

以上、1件の「河川法第34条許可申請に係る進達」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

それでは、質問、意見を求めます。

委員  
委員一同

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第93号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第93号「河川法第34条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第94号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
可知事務局長

それでは、議案書の25ページにございます、議案第94号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区4件、阿寒地区1件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書26ページの表の1番は、資料が28ページから29ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積m<sup>2</sup>の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が28ページと30ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積m<sup>2</sup>の農用地について、氏に年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が28ページと31ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積m<sup>2</sup>の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が28ページと32ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積m<sup>2</sup>の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書27ページの表の5番は、資料が33ページから34ページにございます。

氏が所有する、、他2筆、面積合計m<sup>2</sup>の農用地について、氏へ円で売買による所有権移転を行うものでございます。

以上、5件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

委員

委員一同

議長

野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致します。それでは、質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第94号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第94号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和4年 12月 26日

議長 新村 駿明

署名委員 福西範

署名委員 金子 靖